



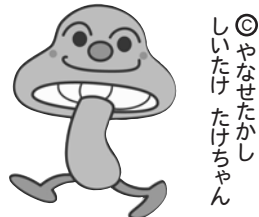
非自発的失業者にかかる保険税の軽減について

次に該当する非自発的失業者の国民健康保険税については、失業時の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30/100として算定します（基準を満たせば7・5・2割軽減が適用されます）。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主の都合により離職した方）
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）

【手続きに必要なもの】

雇用保険受給資格者証・納税義務者（世帯主）の方の認印



©やなせたかし
しいたけたけちゃん

平成23年度 国民健康保険税が決定しました

平成23年度の国民健康保険税（以下、国保税）率等の内訳が、決定しました。国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。なお、今年度から納期限が、7期から9期に変更になりました。

区分	説明	国保税		
		基礎分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	平成22年中の所得金額－基礎控除(33万円)	6.3%	2.0%	2.0%
資産割	平成23年度の固定資産税額に対する	34.0%	6.0%	6.0%
均等割	被保険者1人につき	21,000円	6,000円	7,000円
平等割	1世帯につき	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	1世帯につき	51万円	14万円	12万円

国保 だより

国保加入の皆さんへ

- ・平成20年度から、後期高齢者支援金分を全被保険者にご負担していただいています。介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方がいる世帯について、国保税として負担していただいています。
- ・所得によっては、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ・非自発的失業者にかかる国保税の軽減に該当しない方で、企業の倒産、解雇により所得が皆無になったり、また病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は、申請により減免されることがあります。



©やなせたかし
かりかりモモちゃん

法改正により

最高額が
引き上げられました

基礎分
50万円 → 51万円

後期高齢者支援金分
13万円 → 14万円

介護給付金分
10万円 → 12万円

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許がきた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。平成23年8月から、ジェネリック医薬品に移行することにより自己負担額が軽減される方については、ジェネリック医薬品普及促進差額通知書を送付させていただきます。なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。



平成23年度

国民健康保険税の納税通知書を 7月中旬に発送します。

国保だよりの詳細については、同封のお知らせ文書をご覧ください。

問い合わせ先

市民保険課 保険班 ☎53-3115

国民健康保険加入者・後期高齢者医療被保険者の方へ 入院医療費の限度額適用制度を ご存じですか？

限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を、入院時に医療機関へ提示していただくこと、窓口での医療費の支払いが限度額以内になります。ただし、70歳未満の方で、特別の理由がなく、国民健康保険税を滞納している世帯の方には交付できません。

自己負担限度額と食事代は所得区分によって異なります。国保の方は、4月に保険証と一緒に送付しました。国保のしおりを、後期高齢者医療の方は、7月に保険証と一緒に送付します。後期高齢者医療制度のしおりをご覧ください。

更新・申請のご案内

■国保加入の方
現在お持ちの認定証の有効

期限は7月31日までです。8月以降も必要な方は更新が必要です。更新される方は、8月中旬に手続きにお越しください。

■後期高齢者医療制度に加入の方
認定証の有効期限は7月31日ですが、8月以降も対象になる方については7月下旬に更新分の認定証を送付します（更新の手続きは必要ありません）。

■新たに申請される方
次の物を持参の上、市民保険課保険班または香北・物部各支所へお越しください。

【手続きに必要なもの（更新・新規申請）】

- ①保険証
- ②認印（国保の方で世帯主以外の方が来られる場合は世帯主と代理人の印鑑）
- ③旧認定証（現在お持ちの方のみ）
- ④過去1年間（後期高齢者の方は過去1年間で区分IIが交付された方）に91日以上入院された方は、その分の領収書等、入院期間のわかるもの（長期入院の方は、さらに食事代が減額されるため）

【問い合わせ先】市民保険課 保険班 ☎53-3115

保険料額決定通知書兼納付通知書は 7月中旬に発送予定です

個人ごとの平成23年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、以下のいずれかの方法または併用となります。

特別徴収（年金天引き）

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

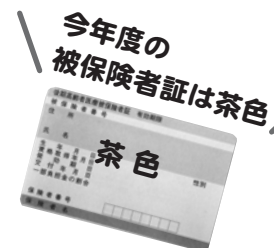
後期高齢者医療

ご加入の皆さんへ

問い合わせ先
市民保険課 保険班 ☎53-3115

新しい保険証は 7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬ごろ、黄緑色の封筒でお届けします。また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証の有効期限も7月31日までです。現在、認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証も併せてお届けします。



今年度の被保険者証は茶色